

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年7月27日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	越	智	妙子
同	重	松	恵美子

記

1 措置の通知

平成29年度定期監査（こども未来部）の結果に対する措置  
平成30年7月20日付け 八ここ第275号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
幼保一体化施設整備プロジェクトチーム

指摘事項	講じた措置又は経過
1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について 行政財産の目的外使用許可書において、旧行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる期間等が教示されていたので、適正な教示を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 30 年 3 月 28 日） 行政財産の目的外使用許可書の教示文について、現行の行政不服審査法に基づいた内容に改めました。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容

こども施設課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 八尾市立保育所給食用昇降機保守点検業務委託契約に係る事務について</p> <p>(1) 業務の性質が競争入札に適さないことを理由とした随意契約に係る契約書において、業務の全部を再委託することができることと定めている契約条項は適切でないので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日）</p> <p>八尾市立保育所給食用昇降機保守点検業務に係る委託契約については、再委託を原則禁止とし、一部再委託する場合は事前に書面にて承諾を得ることとするよう契約条項を改めました。</p>
<p>(2) 再委託の禁止等を定めた合意書において、業務の一部を再委託する場合は事前に市の文書による承諾を得ることとされているが、必要な手続が行われていなかったため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日）</p> <p>平成 30 年度からの再委託については、事前の申請により承諾し文書によりその旨を通知するよう改めました。</p>
<p>2 八尾市立保育所施設点検業務委託契約に係る事務について</p> <p>(1) 保育所における設備点検業務及び特殊建築物点検業務の委託契約について、1 者と個別で随意契約が行われているので、一括で入札するなど契約方法を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 2 日）</p> <p>当該点検等の業務については、庁内関係課において検討し、平成 30 年度から外部委託を行わずに実施することに変更しましたが、今後、当該業務委託と同様の業務委託を行う場合にあっては、一括で入札するなど契約方法を検討します。</p>
<p>(2) 同じ業務であるにもかかわらず見積書、仕様書、契約書の業務名が異なっているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 2 日）</p> <p>契約の締結に当たっては、見積書、仕様書、契約書の業務名等の確認を適切に行い、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>3 八尾市立保育所用牛乳の購入に係る事務について</p> <p>新年度に入札により受注業者を決定するまでの間、前年度の受注業者と随意契約をしているが、その仕様書等の記載内容に不十分なものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 2 日）</p> <p>仕様書等の記載内容が不十分なものについては、予定業務量、納入指定場所を記載し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>4 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>行政財産の目的外使用料の調定について、収入原因の発生後速やかに行うべきところ、遅延していたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 2 日）</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うよう改めました。</p>

<p>5 公有財産の取得に係る事務について 公有財産の異動があった場合は、八尾市財務規則の規定において直ちに財政部長に通知することとされているが、遅延していたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 2 日） 公有財産の異動があった場合の財政部長への通知については、直ちに通知するなど、八尾市財務規則に基づいた適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>6 補助金等の交付に係る事務について 私立幼稚園の設置者に交付する補助金等の交付要綱において、交付決定等は八尾市教育委員会が行うものと規定されているが、予算の執行は市長の権限に属するものであるため、規定の整備を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 5 月 23 日） 八尾市私立幼稚園事務協力金、八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金、八尾市私立幼稚園就園助成費補助金の要綱について規定の整備を行い、補助金等の交付決定者に係る権限を市長に改めました。</p>

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
 こども施設課(市立保育所)

指摘事項	講じた措置又は経過
1 保護者からの徴収金関係事務について (1) 主食費の過納に係る還付事務において、八尾市財務規則に基づく払戻しの手続が行われておらず、領収書を徴取していないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況   1. 措置済(平成 29 年 10 月 11 日) 過納に係る還付の際は八尾市財務規則に基づく払戻しの手続を行い、領収書を徴取するよう改めました。
(2) 写真代等の預り金において、支払の際に受領した領収書に日付の記載が漏れているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況   1. 措置済(平成 29 年 10 月 18 日) 領収書等を受領する際には、領収書の記載内容の確認を適切に行い、適正な事務処理を行うよう改めました。
(3) 写真代等の預り金において、金銭出納簿の記載内容が不十分なもの等が見受けられたので、適切な記載を行うこと。	措置状況   1. 措置済(平成 29 年 10 月 18 日) 金銭出納簿について、必要な内容を適切に記載するよう改めました。
2 施設の安全管理について 保育所に備えてある防犯器具の前に備品が置かれているものが見受けられたので、施設利用者の安全を守る観点から適切な管理に努めること。	措置状況   1. 措置済(平成 29 年 10 月 11 日) 防犯器具について、安全管理のため必要な際に直ちに使用することができる場所に変更しました。
3 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールの貼付のないものが見受けられたので、適正な備品管理を行うこと。	措置状況   1. 措置済(平成 29 年 10 月 11 日) 備品シールの貼付のないものについて貼付しました。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
子育て支援課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 委託事業者選定委員の任命に係る事務について 子育ておうえんBOOK協働発行事業に係る委託事業者選定委員について、任命の手続が行われていないので、適正な事務を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 2 日） 委託事業者選定委員会における委員任命について、手続の漏れ等がないようチェックを行うため、任命の流れ等マニュアルを作成し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 病児・病後児保育事業に係る利用料の軽減について 利用料の軽減について、申請者にその決定内容が通知されておらず、一連の手続が要綱等に定められていないので、必要な規定の整備を図ること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日） 利用料の軽減に関する一連の手続について、要綱の規定を整備し、申請者に決定通知を行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>3 八尾市つどいの広場設置運営要綱について 要綱において、委託した設置運営事業者に義務付けている事業実績報告の期限が定められていないので、要綱等で明示すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 3 月 15 日） 事業実績報告の提出期日について、毎年大阪府への提出期限が変わることから要綱の規定を整備し、伺書において提出期日を決定するよう事務処理を改めました。</p>

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
 子育て支援課(子育て支援総合ネットワークセンター)

指摘事項	講じた措置又は経過
1 八尾市母子・父子自立支援員の任用に係る事務について 八尾市母子・父子自立支援員について、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき市長が委嘱する必要があるが、その手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日） 八尾市母子・父子自立支援員について、委嘱の手続を行いました。
2 八尾市母子家庭等自立支援給付金事業に係る事務について (1) 給付金の支給等に係る申請について、受給要件の審査が不十分なもの等が見受けられたので、関係法令、要綱等に基づき適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 30 年 6 月 25 日） 給付金の支給等に係る要件の審査等をチェックリストを作成して、遺漏なく事務処理を行うよう改めました。
(2) 八尾市母子家庭等自立支援給付金受給者申請審査・支援会議の委員について、任命の手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日） 八尾市母子家庭等自立支援給付金受給者申請審査・支援会議の委員について、平成 30 年度から任命の手続を行うよう改めました。
3 八尾市要保護児童対策地域協議会に係る事務について 八尾市要保護児童対策地域協議会において決定されるべき事項について、市の伺書により決定しているもの等が見受けられたので、児童福祉法その他の関係法令に基づき適切な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日） 八尾市要保護児童対策地域協議会の事務と市の事務とを明確に区別して事務処理を行うよう改めました。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
 青少年課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 八尾市こども会施設利用助成事業に係る覚書について            市文化財施設を利用する場合の観覧料の免除について、各文化財施設設置条例では免除できる者を指定管理者と定めているが、八尾市、八尾市教育委員会及び市施設指定管理者の三者で交わしている覚書では教育委員会が免除するとしているので、条例に基づいた適正な内容に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 3 月 30 日）            八尾市こども会施設利用助成事業に係る覚書について、指定管理者が観覧料の免除を行うよう条文を改めました。</p>
<p>2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について            (1) 行政財産の目的外使用許可書において、旧行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる期間等が教示されていたので、適正な教示を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 3 月 5 日）            行政財産の目的外使用許可書の教示文について、現行の行政不服審査法に基づいた内容に改めました。</p>
<p>(2) 行政財産の目的外使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うべきところ、遅延していたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 3 日）            行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うよう改めました。</p>
<p>(3) 許可に係る伺書において、財政部長の合議を受けていないものが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 3 月 22 日）            許可に係る伺書の決裁について、八尾市財務規則に基づき財政部長の合議を受けるよう改めました。</p>
<p>3 備品の管理について            備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録をしていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続をするとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 3 月 22 日）            備品登録の確認できなかったものについて、登録手続きを行い、備品シールを貼付しました。            また、備品全般について、現品との照合確認を行いました。</p>



平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
 青少年課(放課後児童育成室)

指摘事項	講じた措置又は経過
1 放課後児童室入室許可に係る事務について 年度途中からの放課後児童室入室許可手続において、入室許可の決定に係る決裁が遅れているので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 2 日) 入室許可決定手続について、入室前に決裁を完了するよう改めました。
2 放課後児童室保育料の減免に係る事務について (1) 八尾市放課後児童室条例施行規則において提出を義務付けている放課後児童室保育料減免申請書について、同一世帯で 2 人以上入室している場合の減免については提出を求めているので、適切な事務処理となるよう検討すること。	措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 1 日) 利用者の手続きを簡素化するため、同一世帯で 2 人以上入室している場合は放課後児童室保育料減免申請書の提出を求めずに減免を適用できるよう、八尾市放課後児童室条例施行規則を改正しました。
(2) 保育料の減免手続において、減免の決定に係る決裁が遅れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 11 月 29 日) 保育料の減免について、減免決定通知書の発送前に決裁を完了するよう事務処理を改めました。
(3) 減免受付事務において、申請理由欄が記入漏れの申請書を受け付けているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済(平成 30 年 5 月 15 日) 減免申請書について、受付時に確認を行うとともに複数職員でチェックを行うよう事務処理を改めました。
3 保育料の還付に係る事務について 保育料還付金払戻請求書において、請求日が漏れているものや消去可能なペンで記載されているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 2 日) 還付金払戻請求書について、記載内容に不備がないようチェックを徹底し適正な事務処理を行うよう改めました。 なお、利用者が申請する請求書に消去可能なペン等で記入しないよう注意喚起文を明示しました。
4 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールを貼付していないものや備品登録をしていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。	措置状況 1. 措置済(平成 30 年 5 月 1 日) 備品登録の確認できなかったものについて、登録手続きを行い、備品シールを貼付しました。 また、全放課後児童室の備品の現状について確認し、備品シールが貼付されていないものについては貼付しました。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容

桂青少年会館

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 教室・講座等の参加者負担金に係る事務について</p> <p>(1) 参加者負担金の決定事務において、決裁手続が漏れているものや伺書に算定根拠を記載していないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 12 月 28 日)</p> <p>教室・講座等の参加者負担金の決定手続が漏れていたものについては、伺書による決裁手続を行うよう改めました。また、参加者負担金を決定する伺書に必要経費及び算定根拠を記載するよう改めました。</p>
<p>(2) 参加者負担金は講座に要する材料等の実費とすることとしているが、館外教室に係る経費のうち、実費として算入されていない理由が明確でないものが見受けられたので、その範囲について検討し、明確にしておくこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 1 日)</p> <p>参加者が負担する額の具体的な範囲を明確化するために、桂青少年会館参加者負担金に関する内規を改正しました。</p>
<p>(3) 在校生の小学生教室参加者負担金について、負担額決定前に徴収し、歳入の調定を行うまでの間現金で保管しているので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 3 日)</p> <p>在校生の小学生教室について、参加者負担額決定後に負担金を徴収し、速やかに歳入の調定を行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可書において、旧行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる期間等が教示されていたので、適正な教示を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 1 日)</p> <p>行政財産の目的外使用許可書の教示文について、現行の行政不服審査法に基づいた内容に改めました。</p>
<p>(2) 行政財産の目的外使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うべきところ、遅延していたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 30 年 4 月 1 日)</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うよう改めました。</p>

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容

安中青少年会館

指摘事項	講じた措置又は経過	
<p>1 教室・講座等の参加者負担金に係る事務について</p> <p>参加者負担金は講座に要する材料等の実費とすることとしているが、館外教室に係る経費のうち、実費として算入されていない理由が明確でないものが見受けられたので、その範囲について検討し、明確にしておくこと。</p>	措置状況	措置済（平成 30 年 4 月 1 日）
	<p>参加者が負担する額の具体的な範囲を明確化するために、安中青少年会館参加者負担金に関する内規を改正しました。</p>	

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容  
 共通事務

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>以下の指摘事項については、部内各所属に共通する事務として部内で改めて関係諸規程について確認を行い、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>1 契約事務について            業務委託契約等において、以下のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、契約書に定める業務の履行を確保するよう適正な事務処理を行うこと。            ①随意契約に係る伺書において、相手方選定理由が記載されていないもの等。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日）</p> <p>随意契約に係る伺書に相手方選定理由を適切に記載し、八尾市財務規則に基づいた適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>②契約書に定める必要書類の提出を受けていないもの。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日）</p> <p>受託者から契約書に定める必要書類の提出を受けました。</p>
<p>③契約締結において、押印のない見積書等を受領しているもの。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 1 日）</p> <p>見積書の受領の際は、押印がない場合は相手方に押印を求めよう事務処理を改めました。</p>
<p>2 文書事務について            伺書の作成及び收受文書等の取扱いについて、以下のような事例が見受けられたので、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。            ①伺書において、決裁区分が誤っているものや合議が漏れているもの等。            ②收受文書において、受付処理が漏れているもの等。            ③消去可能なペンで記載された申請書等を受領しているもの。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 30 年 4 月 9 日）</p> <p>指摘事項について課内会議等において周知及び今後の注意点の確認を行い、八尾市文書取扱規程等に基づいた適正な事務処理を行うよう改めました。</p>